

下院に包括的な模倣品対策強化法案「プロ IP 法案」が上程される  
～大統領府に知的財産執行代表部の創設を盛り込む～

2007年12月7日  
JETRO NY 澤井、中山

ジョン・コンヤーズ下院司法委員長(民、ミシガン)は5日、ラマー・スミス下院司法委員会ランキング委員(共、テキサス)、バーマン同委員会裁判所・インターネット・知的財産小委員長(民、カリフォルニア)をはじめ、両党の司法委員<sup>1</sup>が名を連ねた包括的な模倣品・海賊版対策法案「Prioritizing Resources and Organization for Intellectual Property Act of 2007 (PRO-IP Act)」(HR4279)<sup>2</sup>を提出した。

模倣品・海賊版被害が経済的損失のみならず、生命・安全にまで影響を及ぼすなど、問題が一層深刻化する中、同法案は侵害規定・罰則の強化、知的財産執行代表部の創設、犯罪捜査・起訴手続におけるリソース強化等を主な内容とした包括的な模倣品・海賊版対策法案となっている。

とりわけ、模倣品・海賊版対策を統括する「U.S. Intellectual Property Enforcement Representative」と称される特命全権大使ランクの米国知的財産執行代表ポストを新設し、その代表部(USIPER)をホワイトハウスに創設する点が注目される。同代表部はこれまでのNIPLECC<sup>3</sup>に代わり、司法省(DOJ)や特許商標庁(USPTO)等々の関係省庁の模倣品・海賊版対策に係る施策を調整する機能も担うものであり、3年ごとの共同戦略プラン(Joint Strategic Plan)の策定が主な職責として規定されている。同法案はこのほか、模倣品・海賊版の輸入行為だけでなく輸出行為も権利侵害に含めるとともに、身体や生命に重大な危険を与える模倣品の取引行為の罰則強化も規定している。また、取締強化に必要な調査・起訴手続におけるリソースの強化、海外における米国企業等の支援や海外機関との協力やキャパシティビルディングを主な任務とする知財アタッシェの増員や国際知的財産法執行調整官等の拡充等が盛り込まれている(詳細は法案の概要を参照)。

法案のプレスリリース<sup>4</sup>において、コンヤーズ司法委員長は「この法律はグローバル市場における我々の競争力を維持する闘いにおいて、重要かつ必要なステップである。知

<sup>1</sup> Representatives Steve Chabot (R-OH), Steve Cohen (D-TN), Tom Feeney (R-FL), Bob Goodlatte (R-VA), Darrell Issa (R-CA), Shelia Jackson-Lee (D-TX), Ric Keller (R-FL), Adam Schiff (D-CA)

<sup>2</sup> <http://thomas.loc.gov/cgi-bin/bdquery/z?d110:h.r.04279>:

<sup>3</sup> National Intellectual Property Law Enforcement Coordination Council: 知的財産エンフォースメントに関する海外及び国内関係省庁との連携及び調整を図ることを目的として99年の立法措置により設立された会議(<http://www.uspto.gov/web/offices/dcom/olia/globalip/niplecc.htm>)。詳細は2006年10月10日付け知財ニュース「知財エンフォースメント会議、大統領・議会に対し報告」を参照

<sup>4</sup> <http://lamarsmith.house.gov/read.aspx?ID=1004>

的財産エンフォースメント(執行)のリソースを強化することで、我が社会におけるイノベーションと創造性を確保する」と述べている。また、スミス ランキング委員は、「模倣品・海賊版は米国の繁栄を阻害し、米国企業の存在を脅かしている。知的財産を保護することにより、米国の雇用を守り、イノベーションを促進し、強い米国経済を構築する。」としている。

同法案に対しては、米国商工会議所<sup>5</sup>、全米製造業者協会(NAM)<sup>6</sup>、コピーライトアライアンス<sup>7</sup>等が相次いで法案の提出を歓迎する声明を発表している。なお、本日付情報によれば、来週 13 日に下院司法委員会 裁判所・インターネット・知的財産小委員会において本法案の公聴会<sup>8</sup>が予定されたところ(現時点では証言者未発表)。

#### <PRO-IP 法案(HR4279)の概要>

- 著作権及び商標権侵害に関する民事・刑事規定の強化
  - ・ 著作権侵害の差押え対象に、侵害に関わる物の製造・販売・受領を記録した文書も含むよう追加規定。また、編集及び二次的著作物に関する法定損害賠償規定を強化する(法案 103、104 条)
  - ・ 商標権の故意侵害における三倍賠償規定を強化するとともに、法定賠償額を現行の二倍に引き上げる。(法案 105、106 条)。
  - ・ 著作権法及び連邦商標法に模倣品・海賊版の輸出行為の禁止規定を明文化する。(法案 107、108 条)
  - ・ 模倣品・海賊版の差押え・破棄に関する各刑事手続条項<sup>9</sup>の整合性をとる。(202 条)
  - ・ 模倣品取引行為の刑事罰規定に関して、身体及び生命に重大な危険をもたらす犯罪の量刑を引き上げる。(204 条)
  
- 国内外における知的財産のエンフォースメント(執行)強化のための米国知的財産執行代表部(USIPER)の設置
  - ・ 大統領府に特命全権大使(Ambassador Extraordinary and Plenipotentiary)ランクの米国知的財産執行代表(U.S. Intellectual Property Enforcement Representative)ポストを新設。同代表は大統領により任命される(上院の助言と承認が必要)。代表部は大統領府に設置。

<sup>5</sup> <http://www.uschamber.com/press/releases/2007/december/07-208.htm>

<sup>6</sup> [http://www.nam.org/s\\_nam/doc1.asp?CID=67&DID=239695](http://www.nam.org/s_nam/doc1.asp?CID=67&DID=239695)

<sup>7</sup> 著作権擁護団体として、本年 5 月 17 日に結成された組織。全米出版社協会(AAP)、ビジネスソフトウェアアライアンス(BSA)、全米映画協会(MPAA)、全米レコード協会(RIAA)、CBS、NBC、ニューズ・コーポレーション、マイクロソフト、バイアコム、タイムワーナー、ウォルトディズニー等 40 以上の企業・団体が加盟しており、法曹界では米国知的財産権者協会(AIPLA)もメンバーとなっている。

<http://www.copyrightalliance.org/content/Statement-From-Executive-Director-Patrick-Ross-Re-Introduction-of-PROIP-Act-of-2007-in-US-Ho>

<sup>8</sup> <http://judiciary.house.gov/hearings.aspx?ID=191>

<sup>9</sup> 18USC § 2318、2319、2319A、2319B の各規定

- ・ 同代表を議長とし、関係省庁<sup>10</sup>高官が委員を努める知的財産執行諮問委員会 (advisory committee)を設置する。(法案 301 条)
  - ・ 3 年毎に模倣品・海賊版対策の共同戦略プラン (Joint Strategic Plan)を策定。毎年年末までに代表部の活動報告書を作成し大統領及び議会へ提出する。(法案 321、322 条)
  - ・ NIPLECC を廃止する。(324 条)
- 模倣品・海賊版対策において、諸外国と協力して活動する知財アタッシュエ等 (intellectual property officers)を任命
- ・ 現行の中国、インド等の米国大使館に派遣されている知財アタッシュエを新たに 10 名追加する。新たな知財アタッシュエの任命は特許商標庁 (USPTO) 長官が行う。(法案 401 条)
- 知的財産法のエンフォースメント(執行)向上を図るため司法省内に恒常的な知的財産部局を創設
- ・ 司法省内に知的財産エンフォースメントに関する専門部局 (Intellectual Property Division)を創設。Criminal Division 内のコンピュータ犯罪及び知的財産セクション (CCIPS)の機能を移管する。Intellectual Property Division の長 (IP Officer)は知的財産執行諮問委員会のメンバーとする。(法案 501 条)
- 知的財産法のエンフォースメント(執行)向上を図るため、地方の法執行に関する助成金の交付や調査・起訴手続の人材強化等、司法省に追加的リソースを付与
- ・ 州政府に対する知的財産エンフォースメントのための助成金 (08-12 年まで毎年度 2500 万ドル)の交付を規定。(法案 511 条)
  - ・ コンピュータ・ハッキング及び知的財産 (CHIP)ユニット<sup>11</sup>のリソースを強化する。(法案 512 条)
  - ・ 知的財産に関する刑事事件において海外の法執行機関とのリエゾン機能等を果たす国際知的財産法執行調整官 (International Intellectual Property Law Enforcement Coordinator)を最も効果的な国等へ 5 名配置する。(法案 521 条)

(了)

<sup>10</sup>関係省庁は、(A)司法省、(B)米国特許商標庁及び商務省関係部局、(C)米国通商代表部、(D)国務省、(E)国土安全保障省、(F)米国国際貿易委員会、(G)食品医薬品局、(H)米国著作権局等(規定掲載順)。

<sup>11</sup>コンピュータ犯罪や知的財産事件の集中する地域(カリフォルニア、ニューヨーク等)において、こうした事件を専門に扱うために設置されたユニット(<http://www.usdoj.gov/criminal/cybercrime/chipfact.htm>)